

審第5597号
答申第358号
令和7年3月27日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子 様

千葉県個人情報保護審議会
会長 石井 徹哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年5月25日付け公委（広）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第322号

令和5年2月26日付けで審査請求人から提起された、令和5年2月8日付け広発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

諮詢第322号

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和5年2月8日付け広発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年1月5日付で、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により千葉県公安委員会に苦情を申し出たこと、その苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことについて取得・作成されたもの一切。たとえば、弁護士等と検討や調査や協議や相談等したり、警察署・県警本部・監察部門・警察内部の苦情を受付ける部署など同一の実施機関や別の実施機関などとの内部的に検討や調査や協議や相談等したり、公安委員会の調査に応じたり公安委員会の会議に出席したり公安委員会とやり取りしたり、公務員や弁護士等とやり取りしたり、それに前後して作成・取得されたりしたもの、千葉県警察が千葉県公安委員会に提出した行政文書、千葉県警察が千葉県公安委員会で陳述等をした場合の原稿、千葉県警察や千葉県公安委員会の会議の議事録や録音や次第や資料やその出席者や日時や場所等がわかるもの、千葉県公安委員会の調査審議に用いられたもの、前例の調査や協議や相談等に係るもの、郵送や移動に係るもの、封筒や切手の使用やそれらの発送等に係るもの、切手や郵送料や交通費に係るもの、差出票や配達証明書や領収書、公用車の利用や駐車に係るもの（公道への駐車や有料の駐車場や私の自宅の駐車スペースの利用やその手続や連絡に係るものを含む。）、警察車両や公安委員会の車両の利用や電車やバスなどの公共交通機関の利用に係るもの、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出たこと、その苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに関連して私が後日電話で連絡や相談等したことの氏名や所属や職名等に係るもの、私との連絡や調整に係るもの（電話によるものを含む）、上記千葉県公安委員会に申し出た苦情のもとになった

出来事において警察官が私に電話してきたことに係るもの、上記千葉県公安委員会に申し出た苦情のもとになった出来事に係る通報の記録、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出したことその苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに係り国（検察や行政相談センターを含む）や〇〇といった他の役所から何らかの連絡や遣り取り等があったことに係るもの、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出したことその苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに係る公金支出に係る金額、年月日、理由や目的、どこからお金が出たのか等がわかるもの。電磁的記録も含む。廃棄記録、上記の起案、添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。なお、請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、令和5年1月12日付け広発第〇〇号で開示決定等の期間を延長した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県警察本部総務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）が保有する本件開示請求に係る個人情報として、「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について（公委第〇〇号の調査依頼）〇〇年〇〇月〇〇日付広発第〇〇号」（以下「本件文書1」という。）及び「公安委員会宛の苦情申出に対する調査結果について（公委第〇〇号の調査回答）〇〇年〇〇月〇〇日付広発第〇〇号」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下、2において「諮問実施機関」という。）に対し、令和5年2月26日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる、同条例附則第2項の規定により廃止される前の条例第47条第1項の規定により、令和5年5月25日付け公委（広）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

イ 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示部分は、いずれも、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

不開示部分は、いずれも、条例19条に該当する。

理由付記の不備があるから、当然に処分を取り消すべきである。少なくとも、「の一部」との付記については、本件の通知書の記載だけでは対象文書のどこが不開示とされたのかが不明であり、条例21条3項の要求する程度の理由付記がなされていない。また、令和5年1月5日付けの自己情報開示請求に対する処分については、写しの送付を受けた開示文書が、付箋や区切りなどもなく、どの担当所属のものなのかがわからない態様で届いたことから記載するが、請求対象外の箇所があるのであれば、申請拒否処分に該当して理由付記義務が生じるにもかかわらず、通知書にこれが記載されていない。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定について

処分庁は、関係所属に対して行った調査依頼において使用した封筒やその郵送料や差出票や受領証や配達証明証やレシート等に係る文書も特定した上で開示すべきである。

イ 本件不開示箇所の不開示事由非該当性

(ア) 警察官の所属の一部とされる情報については、公務員の所属である以上、明らかに公務員の職務遂行の内容に係る部分であるから、条例17条2号ただし書きハに該当する。

(イ) 関係職員とされる職員のうち、後日、電話をかけてきた巡査の氏名については、当該職員が当該電話を審査請求人にかけてきた際に、○○交番の○○である旨を審査請求人に対して明確に名乗っている。そして、公務員が電話をかけてきた以上、所属と氏名を電話の相手に明

らかにすることは社会通念上、当然のことであって、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるともいえるものである。そもそも、公務員自身がその氏名を審査請求人に対して明確にしている以上、その氏名を告げられた者の行った個人情報開示請求に対して開示することに何らの不利益もないはずである。

したがって、条例17条2号但し書きイ及びニに該当する。

なお、電話のあった日時が○○年○○月○○日（○○）であるとしているが、実際には、○○年○○月○○日（○○）の誤りである。

(ウ) 本件で不開示とされた個人情報は、審査請求人が警察法79条1項の規定により行った苦情申出に対する対応であるから、全て審査請求人の個人情報である。

処分庁は、これら情報を開示したら、関係者から誤解や憶測を招くとか、事実関係以外の内容等を記載することに消極的になるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

しかし、警察法79条1項の趣旨目的からすると、積極的にこの内容を公開して、苦情申出に係る警察官らが如何なる意見をもって如何なる調査がなされて公安委員会に対して如何なる回答をしたのか等を警察による被害者にあたる苦情申出人が知ることで吟味、検討し、改善や要望につなげたり、警察や公安委員会ないし議員に対して周知したり、改善策を講じたりするために、本件の審査請求人を含めた、開示請求者や審査請求人とも、本件で不開示とされた情報を活用して具体的、多角的な意見の表明を行い、率直な意見を交換することによって、警察業務や公安委員会業務に係る施策を充実することができるよう、最大限の開示をする必要がある。情報開示によって、本件の審査請求人を含めた、開示請求者や審査請求人などの外部の者が意見を表明してその意見を反映することは民主主義のプロセスの一環であり、その意見は誤解や憶測ではなく、こうした情報を不開示とするのではなくむしろ開示することこそ公文書に恣意的な判断が記載されることを抑止することとなり、警察業務の適正な遂行に資するものである。このように解釈することこそ、条例の趣旨目的にも合致するものというべきである。究極的には個人情報が当該個人情報に係る個人本人がその正誤を最も的確に判断することができるとする自己情報コントロール権の観点からすると、条例の解釈適用に際して大いに影響を及ぼすものということができることに鑑みても、情報の隠蔽こそかえって、公文書の記載の正確性を客観的に担保する機会を奪い、警察や公安委員会の意思決定が独善的となることを招き、警察業務の適正な遂行に

支障を及ぼすものである。

したがって、条例17条2号にも6号にもともに該当しないか、たとえ同条2号に該当したとしても同号但し書きイからニの全てに該当する。

(エ) 万が一にも不開示とすべき箇所が存在するとすれば、条例18条各項の規定により、部分開示を実施し、その箇所を不開示として、その余を開示すべきである。

(オ) 条例19条該当性

処分庁は、本件で不開示とされた情報について条例19条非該当性を条例17条の不開示事由に該当することとは別個には主張していない。しかし、条例19条の定める裁量的開示により開示すべき情報は、そもそも条例17条1号に該当する情報を除く不開示情報が含まれている場合であるから、条例17条の不開示事由に該当することをもって条例19条に該当しないとは言えない。

個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとときは、裁量的開示をすることができるものであるから、処分庁が本件で不開示とされた情報を条例19条に該当しないと判断した過程を弁明すべきである。それができないということは、裁量的開示を実施しない理由がないというべきである。

したがって、条例19条による裁量的開示を実施しないことは、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったというべきである。

よって、条例19条による裁量的開示を実施すべきである。

ウ 結語

したがって、原処分で不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、開示すべきであるとともに、特定漏れについても開示・不開示の判断を審議したうえで開示すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容及びその理由

ア 処分の内容

(ア) 個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。

(イ) 行政文書の内容

本件文書1は、審査請求人が千葉県公安委員会に対して申し立てた苦情について、広報県民課から関係所属に対して行った調査依頼に係る行政文書である。

また、本件文書2は、同調査依頼の結果について広報県民課から千葉県公安委員会に対して行った回答に係る行政文書である。

(ウ) 事務の内容

本件文書は、苦情に関する事務において作成されたものであり、同事務については下記のとおりである。

a 苦情の定義

職務執行に対する苦情は、千葉県警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な職務の態様に対する不平不満をいう。

一般的苦情は、職務執行に対する苦情以外の苦情で警察業務に関して申し出られたものをいう。

b 苦情の受理

苦情を受理した場合には、千葉県公安委員会宛ての苦情については苦情受理報告書を、また、千葉県警察宛ての苦情については苦情受理票を作成する。

c 苦情の処理

受理した苦情については、広報県民課を経由して関係所属へ通知し、関係所属にて調査を行う。また、苦情の内容に基づいて、調査結果を千葉県公安委員会や千葉県警察本部長に報告するとともに、苦情を申し出た者への通知等調査結果を踏まえた措置を講じる。

d 苦情関係書類の保存

苦情受理票及び苦情処理票等の苦情関係書類は、広報県民課及び関係所属が保有する「苦情受理関係（保存期間：3年）」の簿冊に編綴される。

イ 処分の理由

(ア) 個人情報の特定について

実施機関において、本件開示請求の内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、前記ア（ア）のとおり特定した。

また、本件審査請求を受けて、改めて対象となる個人情報を探索したが、本件決定で特定した個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在しなかった。

(イ) 不開示部分及びその理由について

a 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号

ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「規則」という。）の該当性

本件文書1の「苦情受理報告書」の受理者欄の係長の氏名並びに本件文書2の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）広発第〇〇号」、「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について地域発第〇〇号」及び「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について〇〇警発第〇〇号」の「3 関係職員」の階級後に記載された警部補以下の警察官の氏名、「4 事実関係」及び「5 調査結果」の階級前に記載された警部補以下の警察官の氏名（以下、4において「氏名等情報」という。）

条例は、審査請求人に係る個人情報の開示請求権を保障する一方で、条例第17条第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。

また、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する場合は開示しなければならない旨を規定している。

氏名等情報は、同号本文に該当するとして不開示としており、いずれもただし書には該当しないと判断している。

以下、同号ただし書の該当性について検討する。

(a) ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を、不開示とする個人情報の例外とする規定であるが、氏名等情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。

したがって、同情報は、ただし書イに該当しない。

(b) ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示する規定であるが、該当性の判断にあっては、「当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。」とされており、氏名等情報を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、同情報は、ただし書ロに該当しない。

(c) ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、開示する規定である。ただし、括弧書により「警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。」と規定しており、規則第1号において「警部補以下の階級にある警察官」、第2号において「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定めている。

これは、一定の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察職員の氏名は不開示とすることを規定しており、氏名等情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であるため規則で定める警察職員である。

したがって、同情報は、ただし書ハに該当しない。

(d) ただし書ニは、イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示することによって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれがないことが、開示請求者と開示請求者以外の個人の関係や個人情報の内容等から客観的に判断できる情報を開示する規定であるが、一般的には個人情報を他人に明らかにすることは不利益であると考えられることから不開示とすることとなるが、例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者が既に知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通にする立場にある場合は、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することではなく、当該情報は開示されるものである。

氏名等情報を審査請求人が既に知っているのかは明白ではなく、同情報に記載された同人以外の個人と審査請求人との利害が共通している立場にあるとは言えない。

したがって、同情報は、ただし書ニに該当しない。

(e) 小括

以上のことから、氏名等情報は、条例第17条第2号及び規則に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

b 条例第17条第2号の該当性

本文文書2の「公安委員会宛て苦情申出に対する調査結果について（回答）広発第〇〇号」の「3 関係職員」に記載された警察官の年齢及び所属の一部並びに「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について地域発第〇〇号」及び「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について〇〇警発第〇〇号」の「3 関係職員」

に記載された警察官の年齢、職員番号及び所属の一部（以下、4において「職員関係情報」という。）

条例第17条第2号については、前記aに述べたとおりである。

職員関係情報は、個々の警察職員に関する情報が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

よって、職員関係情報は、条例第17条第2号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

c　条例第17条第6号の該当性

条例第17条第6号は、県の機関等の事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものであり、本文では、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を包括的に定めている。

「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については「同種のものが反復されるような性質の事務であって、ある個別の事務情報を開示すると将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり得るもの」も不開示情報として規定されている。

(a) 本件文書1の「起案用紙（本部長決裁用）」の所属・職・氏名欄の電話番号及び「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について（依頼）」の本件照会先警電番号並びに本件文書2の「起案用紙（本部長決裁用）」の所属・職・氏名欄の電話番号（以下、4において「警察電話情報」という。）

警察電話情報は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、これらの番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

(b) 本件文書2の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）広発第〇〇号」の「4 事実関係」の（3）の25行目的一部、「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について地域発第〇〇号」の「4 事実関係」の（3）の27行目の後部から28行目の前部まで及び「公安委員会宛ての苦情申出

に対する調査結果について〇〇警発第〇〇号」の「4 事実関係」の（3）の27行目の後部から28行目の前部まで（以下、4において「本件調査判断情報1」という。）

本件調査判断情報1は、苦情調査において当時の状況に関し、警察官が判断して記載した内容であるが、これらを開示した場合には、関係者の誤解や憶測を招く可能性があり、以後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(c) 小括

以上のことから、警察電話情報及び本件調査判断情報1は、条例第17条第6号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

d 条例第17条第2号及び第6号の該当性

本件文書2の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）広発第〇〇号」の「4 事実関係」の一部（階級前に記載された警部補以下の警察官の氏名、（3）の25行目的一部分を除く。）、「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について地域発第〇〇号」の「4 事実関係」の一部（階級前に記載された警部補以下の警察官の氏名、（3）の27行目の後部から28行目の前部までを除く。）、「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について〇〇警発第〇〇号」の「4 事実関係」の一部（階級前に記載された警部補以下の警察官の氏名、（3）の27行目の後部から28行目の前部までを除く。）（以下、4において「本件調査判断情報2」という。）

条例第17条第2号、第6号については、それぞれ前記a及びcに述べたとおりである。

本件調査判断情報2は、事案対応した警察職員が当該事案対応において、開示請求者以外の特定の個人について調査又は判断した内容を含む情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、これらの情報を開示した場合、今後の事案対応において関係者から誤解や憶測を招くおそれを懸念することで、事実関係以外の内容等を記載することに消極的になる可能性があり、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件調査判断情報2は、条例第17条第2号及び第6号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

e 条例第19条の該当性

条例第19条は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要

があると認めるときは開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができると規定し、実施機関の判断により、裁量的に当該個人情報を開示する余地を与えたものである。

個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、実施機関の高度な行政的な判断により、開示することに、当該各号の不開示情報の規定により保護すべき利益を上回る個人の権利利益を保護する必要性が特に認められる場合をいう。

開示文書における不開示情報は前記 a から d に述べたとおり決定しており、同不開示情報の中に、各号の不開示情報の規定により保護すべき利益を上回る個人の権利利益を保護する必要性は認められないことから、不開示とした決定に誤りはない。

(3) 弁明の内容について

審査請求人は、審査請求の理由において、文書検索が不十分である、不開示部分のいずれも条例第17条各号に該当しないか、たとえ2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書に全て該当する。また、条例19条に該当するなどとし、開示を求めているが、本件決定で特定した個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在せず、実施機関は、前記(2)イのとおり、本件文書のうち、審査請求人の自己情報となる部分について、条例等の規定に基づき、開示又は不開示の判断をしていることから、本件決定については、適法かつ妥当であると考える。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。
イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定を取り消して、対象文書を更に特定した上で、請求した情報の全てを開示することを求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、前記3のとおり、文書の探索が不十分であると主張しているので、以下、検討する。
イ 審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に、審査請求人が反論書において存在を主張した情報を含めて本件開示請求に係る個人情報の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人

情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書1は、広報県民課が○○警察署等に対し、審査請求人からなされた千葉県公安委員会宛ての苦情に関する調査を依頼することに係る起案文書であると認められる。

本件文書2は、広報県民課から千葉県公安委員会に対し、審査請求人からなされた千葉県公安委員会宛ての苦情に関する調査結果を回答することに係る起案文書であると認められる。

イ 警察官の氏名について

(ア) 実施機関は、本件文書1の4ページ目の苦情受理報告書の受理者欄の氏名並びに本件文書2の5ページ目から8ページ目までの「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の「3 関係職員」、「4 事実関係」及び「5 調査結果」、13ページ目から17ページ目までの「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「3 関係職員」、「4 事実関係」及び「5 調査結果」並びに21ページ目から25ページ目までの「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「3 関係職員」、「4 事実関係」及び「5 調査結果」で階級（「巡査部長」又は「巡査」）の前後に記載された氏名について、条例第17条第2号及び規則に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、実施機関の職員の氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、当該職員が規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第17条第2号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(ウ) なお、審査請求人は、反論書において、不開示とされた警察官の氏名のうち「後日、電話をかけてきた巡査の氏名」については、電話の際に当該警察官が審査請求人に所属と氏名を自ら告げており、不開示とする理由がない旨を主張している。

しかしながら、審査請求人の上記の主張が事実であったとしても、かかる主張は反論書において初めてなされたものであるため、実施機関としては、本件開示請求を受け付けた時点では、審査請求人が当該

巡査の氏名を把握していたか否かが不明であることから、当該巡査の氏名を不開示とした実施機関の判断に誤りはない。

ウ 警察官の年齢、職員番号及び所属について

(ア) 実施機関は、本件文書2の5ページ目の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の「3 関係職員」、13ページ目の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「3 関係職員」及び21ページ目の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「3 関係職員」に記載された警察官の年齢、職員番号及び所属の一部について、条例第17条第2号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報のうち警察官の年齢は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報のうち警察官の年齢は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(ウ) 当該情報のうち警察官の職員番号は、警察職員個々に付与された番号であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報のうち警察官の職員番号は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(エ) 警察官の所属について、審査請求人は、公務員の職務遂行の内容に係るものであるから条例第17条第2号ただし書ハに該当すると主張しているところ、本件文書2の5ページ目、13ページ目及び21ページ目の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」又は「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「3 関係職員」には、「苦情のもとになった出来事」があった〇〇年〇〇月〇〇日に対応した警察官9名の所属として「〇〇警察署」と記載され、続く「4 事実関係」の（1）には、9名それぞれが所属する課・係・交番の名称が記載され、これらの情報は本件決定において既に開示されている。

本件決定において不開示とされた「警察官の所属の一部」について審議会で見分したところ、当該部分には、特定の警察官1名に関し、本件開示請求の対象となった事案に係る職務とは無関係な個人情報が

記載されており、また、当該情報は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであることが確認された。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

エ 警電番号について

(ア) 実施機関は、本件文書1の1ページ目の起案用紙の所属・職・氏名欄の警電番号及び2ページ目の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について（依頼）」の「本件照会先」の警電番号並びに本件文書2の1ページ目の起案用紙の所属・職・氏名欄の警電番号について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された、警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

オ 「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の4（2）の一部及び「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の4（2）の一部について

(ア) 実施機関は、本件文書2の6ページ目から7ページ目までの「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の4（2）「関係者からの事情聴取」に記載した内容の一部、14ページ目から15ページ目までの「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の4（2）「関係者からの事情聴取」に記載した内容の一部及び22ページ目から23ページ目までの「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の4（2）「関係者からの事情聴取」に記載した内容の一部（いずれも、実施機関が自己情報部分開示決定通知書及び弁明書において「『4 事実関係』の一部」と表現したもの）について、条例第17条第2号及び第6号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、当該部分には、警察官が審査請求人以外の個人から聴取した内容及び警察官が調査又は判断した結果が記載されていると認められる。

当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請

求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第17条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、同条第6号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

力 「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の4（3）の一部及び「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の4（3）の一部について

(ア) 実施機関は、本件文書2の7ページ目の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の4（3）「申出人からの聴取」に記載した内容の一部、16ページ目の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の4（3）「申出人からの聴取」に記載した内容の一部及び24ページ目の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の4（3）「申出人からの聴取」に記載した内容の一部について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、当該部分には、警察官が調査又は判断した結果が記載されており、開示することにより、異なる解釈から警察業務への不信感を招くなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」とおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審議会の処理経過

年月日	処理内容
令和5年 5月25日	諮詢書（弁明書の写しを含む。）の受理

令和5年 7月 3日	反論書の写しの受理
令和6年 9月 26日	審議（令和6年度第5回第2部会）
令和6年 10月 24日	審議（令和6年度第6回第2部会）
令和6年 11月 21日	審議（令和6年度第7回第2部会）
令和6年 12月 19日	審議（令和6年度第8回第2部会）
令和7年 1月 30日	審議（令和6年度第9回第2部会）
令和7年 2月 20日	審議（令和6年度第10回第2部会）
令和7年 3月 13日	審議（令和6年度第11回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会